

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第2部門第4区分  
 【発行日】平成25年11月7日(2013.11.7)

【公表番号】特表2013-504460(P2013-504460A)  
 【公表日】平成25年2月7日(2013.2.7)  
 【年通号数】公開・登録公報2013-007  
 【出願番号】特願2012-529147(P2012-529147)  
 【国際特許分類】

B 2 9 C 44/00 (2006.01)

B 6 2 D 25/04 (2006.01)

【F I】

B 2 9 C 67/22

B 6 2 D 25/04 Z

【手続補正書】

【提出日】平成25年9月17日(2013.9.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

2つのキャビティ構成コンポーネントによって構成されたキャビティであって、前記2つのキャビティ構成コンポーネントは、積層構造体を収容した前記キャビティの近くに位置したフランジによって互いに固定され、前記積層構造体は、中央部分及び2つの端部分を備えた金属箔を有し、前記中央部分の少なくとも一部は、発泡可能な材料を支持し、前記端部分の少なくとも一方は、前記キャビティの各側で前記フランジ相互間に固定されている、

ことを特徴とするキャビティ。

【請求項2】

2つのキャビティ構成コンポーネントによって構成されたキャビティであって、前記2つのキャビティ構成コンポーネントは、積層構造体を収容した前記キャビティの近くに位置したフランジによって互いに固定され、前記積層構造体は、中央部分及び2つの端部分を備えた金属箔を有し、前記中央部分の少なくとも一部は、発泡済みの材料を支持し、前記端部分の少なくとも一方は、前記キャビティの前記フランジ相互間に固定されている、

ことを特徴とするキャビティ。

【請求項3】

車両内に形成された請求項1又は2記載のキャビティ。

【請求項4】

前記中央部分は、前記金属箔の両側に発泡済みの又は発泡可能な材料を支持している、請求項1ないし3のいずれか1項に記載のキャビティ。

【請求項5】

前記端部分は両方とも、前記キャビティの各側で前記フランジ相互間に固定されている、

、

請求項1ないし4のいずれか1項に記載のキャビティ。

【請求項6】

前記フォームは、100%～3000%の膨張度を有する、請求項2ないし5のいずれか1項に記載のキャビティ。

**【請求項 7】**

キャビティ内にフォームを提供する方法であって、フランジを備えた第1のキャビティ形成部材を用意するステップと、少なくとも一部が発泡性材料を支持している中央部分及び2つの端部分を備えた金属箔を有する積層構造体の少なくとも一方の端部分を前記第1のキャビティ形成部材の前記フランジに固定するステップと、フランジを備えた第2のキャビティ形成部材を用意するステップと、前記第2のキャビティ形成部材の前記フランジを前記積層構造体の前記端部分に固定して前記第1及び前記第2のキャビティ形成部材の前記フランジが前記積層構造体の少なくとも一方の端部を固定するようにするステップと、前記発泡性材料が発泡するようにするステップとを有する、  
ことを特徴とする方法。

**【請求項 8】**

前記箔の端部は、溶接及び/又は構造用接着剤の使用によって前記キャビティ形成部材の前記フランジ相互間に固定される、  
請求項7記載の方法。